

消費者委員会の権限規定について

資料 3

【企画立案】

権限内容		根拠規定	概要	
基本的・横断的事項	建議・調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第1号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。	
	調査審議	消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号	消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。	
	資料の提出要求等	消費者庁及び消費者委員会設置法 第8条	消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。	
	基本方針等の策定	消費者基本法 第27条第3項	消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
		個人情報保護法 第7条第3項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成する。	
		消費者安全法 第6条第4項	消費者安全の確保に関する基本的な方針（基本方針）を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
消費者安全法 第7条第2項、第3項		都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断する。		
食品安全基本法 第21条第2項		内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成する。		
個別事項	意見聴取	表示基準等の策定	JAS法 第19条の13 第5項	内閣総理大臣が農林物資のうち飲食品の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。
			食品衛生法 第19条 第1項	内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めることができる。
		家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
		景品表示法 第5条 第1項	内閣総理大臣が、①表示・景品類の指定・改廃、②景品類の制限・禁止・改廃、③優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定・改廃をする際には、公聴会を開催するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	政令の制定等	特定商品預託法 第11条の2	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	
		特定商取引法 第64条第1項、第2項	内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。	
		割賦販売法 第36条第2項	主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。	
議決	住宅品質確保法 第3条第4項	日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を経なければならない。（同基準は内閣総理大臣及び国土交通大臣が策定。国土交通大臣は社会資本整備審議会の議決が必要）。		
その他	国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。 消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。		

【執行】

権限内容		根拠規定	概要
勧告・報告徴収	消費者安全法 第20条第1項、第2項	消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。	
意見聴取	消費者安全法 第17条第4項	内閣総理大臣が、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認め事業者に対して命令をしようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	消費者安全法 第18条第3項	内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限をしようとするとき等には、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならない。	
	家庭用品品質表示法 第11条	内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。	
調査審議	健康増進法 第26条第1項 消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号	販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。消費者委員会は、その許可等について、内閣総理大臣の諮問に応じ、必要と認められる事項について調査審議する。	